

# 「交通空白」解消タイプ

- 「『交通空白』解消に向けた取組方針」に基づき、令和7～9年度の集中対策期間において、全国に存在する「交通空白」解消に目処をつけるため、**「交通空白」地区等において**、公共ライドシェア・デマンド交通・乗合タクシー等の導入や、医療・福祉・教育等の他分野の関係者が連携して移動手段を支える仕組みの構築を**調査から運行までをトータルで支援**。

## 対象主体

**地方公共団体、交通事業者、公共ライドシェアの実施主体であるNPO法人、協議会等  
又はこれらを含む協議会・連携スキーム**

- ※ 「交通空白」リストアップに記載のある地域を実施エリアに含む事業を対象とする。
- ※ 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに参加している者に限る。
- ※ 地方自治体の推薦および地方運輸局または運輸支局の事前協議を必須とする。



▲各地の取組例  
左：被災地へのデマンド交通導入（石川県輪島市）  
右：交通結節点からの「観光の足」確保（熊本県人吉市～鹿児島県霧島市）

## 補助対象経費



- ① 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用  
(ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等)



- ② サービス提供のために必要となる輸送施設の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、
- ③ サービス提供に際し実施する広報や運転者募集・研修等に要する経費  
(輸送施設の設置、リースによる取得、仕切板・ドライブレコーダー等の設置等の改造、運転者を募集するための広告費用 等)



- ④ サービス提供に際し実施する要する費用  
(運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等)

## 補助率

**500万円まで定額、それを超える場合は2 / 3（上限1億円）**

- ※ 東京23区および三大都市圏の政令指定都市（川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸）は補助率1 / 3（定額無し）
- ※ 車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）
- ※ 商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる（人的・物的・金銭的）場合、定額の引き上げ（上限750万円）